

## 第15期 第36回 豊見城市農業委員会 総会

1 日時： 平成29年5月29日(月) 午後1時31分～午後5時01分

2 場所： 豊見城市役所 2階第1会議室

3 出席委員数： 11 名

|              |        |    |
|--------------|--------|----|
| 1番<br>(会長)   | 瀬長 澄子  | 出席 |
| 2番<br>(職務代理) | 比嘉 昇   | 出席 |
| 3番           | 上原 啓一  | 出席 |
| 4番           | 比嘉 和生  | 出席 |
| 5番           | 金城 行男  | 出席 |
| 6番           | 當間 勇治  | 出席 |
| 7番           | 金城 美津子 | 出席 |
| 8番           | 金城 克治  | 出席 |
| 9番           | 大城 常雄  | 出席 |
| 10番          | 當銘 博   | 欠席 |
| 11番          | 宮里 由美子 | 出席 |
| 12番          | 當銘 司   | 出席 |

4 欠席委員数： 1 名

5 農業委員会事務局職員

局長兼班長：大城 靖

主査：當銘 裕太

主任主事：座安 省吾

6 議事録署名委員： 大城 常雄 ・ 宮里 由美子

7 現場調査日時： 平成29年5月29日(月) 午後1時34分～午後3時16分

8 現場調査数: 7 件

9 付議すべき案件

|           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 報告第 235 号 | 転用許可に係る工事の進捗状況報告について(4件)         |
| 報告第 236 号 | 転用許可に係る工事の完了報告について(1件)           |
| 報告第 237 号 | 農地転用後の利用状況の報告について(2件)            |
| 報告第 238 号 | 現況証明願について(8件)                    |
| 報告第 239 号 | 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について(1件) |
| 報告第 240 号 | 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について(1件) |
| 報告第 241 号 | 農地法第18条第6号の規定による通知について(1件)       |
| 議案第 143 号 | 農地法第3条の規定による許可申請について(5件)         |
| 議案第 144 号 | 農地転用事業計画変更承認申請について(2件)           |
| 議案第 145 号 | 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(6件)      |
| 議案第 146 号 | 農地の現況に関する照会について                  |
| その他       | 平成30年度農林関係税制改正要望調査について           |
|           |                                  |
|           |                                  |
|           |                                  |
|           |                                  |

10. 会議の内容

会長

これから、第15期の豊見城市農業委員会第36回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

開会 午後1時31分

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は、12名中11名で豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第9番委員と第11番委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の大城局長及び當銘主査を会長から指名させていただくことにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

それでは議事録署名委員に、第9番委員と第11番委員、そして会議書記に大城事務局長及び當銘主査を指名いたします。よろしくお願いいたします。

本日提案された議案等についての現場調査7件のほかに農地パトロール及び違反転用調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

ご異議ないようですので、ただいまから現場調査のため、一時休憩をいたします。

休憩（現場調査）午後1時34分

再開 午後3時16分

会長

再開いたします。

これより報告案件に入ります。初めに、報告第235号について事務局に説明させます。

事務局

それでは議案書の2ページをお開きください。

報告第235号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」

4件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。



会長 ただいまの報告第 235 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してから質疑をお願いします。

特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、報告第 236 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 4 ページをお開きください。

報告第 236 号「転用許可に係る工事の完了報告について」

1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

会長 ただいまの報告第 236 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、報告第 237 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 6 ページをお開きください。

報告第 237 号「農地転用後の利用状況の報告について」

2 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

会長 ただいまの報告第 237 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、報告第 238 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 8 ページをお開きください。



報告第 238 号「現況証明願について」

8 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

会長

ただいまの報告第 238 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に、報告第 239 号について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 10 ページをお開きください。

報告第 239 号「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について」1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

会長

ただいまの報告第 239 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

特にないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

次に、報告第 240 号について、事務局の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 13 ページをお開きください。

報告第 240 号「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について」1 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。

会長

ただいまの報告第 240 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)





会長 次に、報告第 241 号について、事務局の説明をお願いいたします。  
休憩いたします。

休憩 午後 3 時 20 分  
再開 午後 3 時 22 分

会長 再開いたします。  
報告第 241 号の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局 それでは議案書の 16 ページをお開きください。  
報告第 241 号「農地法第 18 条第 6 号の規定による通知について」  
1 件ございました。内容を確認の上、通知書を受理いたしましたので、ご報告  
いたします。以上です。

会長 ただいまの報告第 241 号について質疑を許します。質疑のある方は挙手して質  
疑をお願いいたします。  
特に質疑がないようですので、進行してよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 次に、議案案件に移ります。議案第 143 号について、事務局の説明をお願いい  
たします。

事務局 それでは議案第 143 号について説明をいたします。  
議案書の 19、20 ページをお開きください。  
議案第 143 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」については、5 件の申請  
がございます。  
整理番号 1 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。  
申請のありました、豊見城市字翁長浜崎原 848 番 13 につきましては、農地法  
第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
ます。  
整理番号 2 番につきまして、議案書の 24 ページをお開きください。  
申請のありました、豊見城市字翁長浜崎原 848 番 14 につきましては、農地法  
第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
ます。  
整理番号 3 番につきまして、議案書の 26 ページをお開きください。  
申請のありました、豊見城市字座安中前原 266 番 1 につきましては、農地法第  
3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われ  
ます。



整理番号 4 番と 5 番につきましては、整理番号 1 番、2 番、3 番の審議が終わり次第、説明とさせていただきます。以上です。

会長

事務局の説明は終わりました。

議案第 143 号について 1 件ずつ審議をしますが、整理番号 1 番と 2 番は関連しますので、それぞれ一括して審議をします。まず、整理番号 1 番と 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長

はい、4 番委員。

4 番委員

2 番ですが、23 ページの地図を見ますと、848 番 14 は効率的な運用ができるのかと思って、これは通路ではないのか。

事務局

こちらはこの T になっている全部を耕作しますということで確認はとっています。

4 番委員

これはどこから出入りしているのか。

事務局

道沿いの T の一番下のほうからは出入りができます。

4 番委員

ということは、その道のさ。T の字の入り口のところはあそこから出入り口という形で奥の畑まで使うということでしょう。

事務局

ここから耕作はするという話はしておりました。

4 番委員

そういうやり方で全て効率的な運用ができるのか。848 番 13 はわかります、土地が四角なので。ただ出入り口がそこなのに、ここも転用するということになると、道をつくらないでいかにこの畑を連携して耕作できるのかなと。道だったら道で、出入り口だったら出入り口でも良いと思うんですけども、こういういびつな形のをいかに効率的な、第 2 項第 1 号に該当するのかなと。全てを効率的に利用できるというのはちょっと意味が反するのではないかと思ったので。別にこれは奥の畑の通路と一緒にという形で使うのであれば、そういう理由であればそれで通ると思うんですけども。別に分けてしまっているから、一体化して使うということの効率的な運用ということであれば、そのまま



でもいいかなと思うんだけど、第2項第1号の意味合いをどう考えるかによって。

事務局 これは両方とも所有権の移転で3条の申請にはなっているんですけども、隣接する農地については、関係者が所有してい畑だと思われま。

4番委員 でもそれは別の話であって、この案件には出ていないものだから、それを補足なりで出てくるのであれば、その隣の畑がそこに入出口をつくるから、この畑は全部効率的に使えますと見られるんですけども、この案件はこの案件で、この地図のと通りの所有権の移転であって、その2件に関する調査書類があるんだしたら、もし補足であるならば補足でそれを入れないと。

事務局 要は、今回申請があった分について全部きちんと耕作をするという状況だと思います。これについてはきちんとやるということで申請者のほうからお話は聞いています。

4番委員 それはわかりますけれども、出入り口がそこしかないところを、ここから出入りしませんみたいなことでしょうか。

事務局 このTに係る848番の14の形でいえば、このTの一番下ですけども、その隣の848番の11というところも同じ敷地になってはいます。Tの下のほうからしか入れないという意味ではありません。

4番委員 だから11の所有者はまた別の人だと思うから、それだったらその11を利用して効率的な運用をするということの補足的なものを入れてもらわないと。

事務局 休憩してください。

会長 休憩いたします。

休憩 午後3時34分

再開 午後3時45分

会長 再開いたします。

4番委員 848番14に関しまして、地図を見る限りいびつな形であり、また農業をする



に当たって出入り口とか、どうしたら効率的に 848 番の 13 と一体化して運用できるかを本人に確認の上、それから許可を出してもよろしいのではないかと思います。

会長

今の 4 番委員のご意見で皆さん、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

これより採決いたします。整理番号 1 番と 2 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと認められることから、確認をして許可することでご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番と 2 番については許可することに決定いたしました。

次に、整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長

はい。

4 番委員

19 ページの 3 番のほうで親子間贈与となっておりますが、私の地元なんだけれども、これは親子ではないので、それを確認してもらえますか。

休憩をお願いします。

会長

休憩いたします。

休憩 午後 3 時 47 分

再開 午後 3 時 50 分

会長

再開いたします。

事務局

議案書 19 ページ、農地法第 3 条の許可申請、整理番号 3 番について、一部修正がございますのでお願いします。





親子間贈与という文言がありますが、親子間という文字を削除ということでお願いします。以上です。

会長

3番に修正がありましたので、これで採決に移ります。  
整理番号3番について、農地法第3条第2項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号3番については整理番号3番については許可することに決定しました。

次に、整理番号4番と5番の審議をしますが、その案件については傍聴希望者がいらっしゃいますので、入室を認めたいと思います。どうぞお願いします。

(傍聴人が入室する。)

会長

審議に入る前に、傍聴人へ通告をいたします。傍聴人は、豊見城市農業委員会会議規則の規定を順守しなければなりません。

同規則第32条の規定により、傍聴人は議長の指示に従わなければなりません。意見を述べたい場合は、議長の許可を得てからでなければ発言できません。また、同規則第33条の「傍聴人の制限」及び同第34条の「会議の傍聴」に係る規定は傍聴席の机の上に掲示してありますので、熟読の上、厳守していただきたいと思います。

さらに、同規則第36条の規定により議長は、傍聴人が指示に従わない場合は退場を命ずることができ、その場合傍聴人は退場しなければなりませんので、ご理解をよろしくお願いいたします。

それでは整理番号4番と5番について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは説明いたします。

議案書は28ページと30ページになります。

整理番号4番と5番については、先月4月の総会において保留となった案件となっております。

その保留内容としては、「農地の全てを効率的に耕作する」という要件と「年間150日以上農業に従事する」という要件に疑義があるとして保留となっております。

まず、「農地の全てを効率的に耕作する」という要件については、金城有作さん



の現在経営地等を確認したところ、要件は満たしていると考えております。  
次に「年間150日以上農業に従事する」という要件については、金城有作さんは会社経営者であるため、農業に従事することが十分可能という点と本人名義の出荷伝票等も確認しましたので、要件は満たしていると考えられます。  
以上により農地法第3条第2項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われます。以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。整理番号4番と5番について一括して審議します。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

(4番委員挙手)

会長 はい、4番委員。

4番委員 5番ですね、調査書には農地の全てを効率的に使用できるとされていますが、この地図を見ますと4分の1、3分の1弱かな、奥のほうは農地としてなっていない。これも含めて全てを効率的な運用とは言わないのではないかと。本来、以前でしたらここも耕作して、申請させるとというのが普通だったんだけど、今回耕されていますか。

事務局 現在、航空図の状況とは違ってまして、今現在は土も全部入れられていますので、すぐにでも耕作できる状況と言えらと思ひます。

4番委員 あと一点、今回経営拡大して、今持っているのが7,700㎡で、これを足すと9,900㎡、約1万平方メートルということになりますよね。これを180日で耕作できるという可能性の確認はされていますか。

事務局 今回の申請は、譲受人だけの農業従事日数ではなくて、このほかにもお子様やお父様、お母様、弟さん、その弟さんの奥さんに当たる方だと思ひんですけども、この方々で年間1,222日農業に従事できるという申請内容であることから営農ができるのではないかと考えております。

4番委員 できればその内訳のものが知りたかったんですけども。譲受人以外の方の年齢と年間従事日数を教えてください。

事務局 お父様が67歳、お母様が65歳でそれぞれ年間300日、それから弟さん43歳



が年間 180 日、その奥さんが 38 歳で 210 日、お子さん 16 歳が年間 52 日となっております。この合計が 1,222 日になるかと思えます。

4 番委員 お子さんは誰の子供ですか。年間 52 日は間違いないですか。

事務局 はい。譲受人のお子さんということです。

4 番委員 両親が 300 日、両親の名義では 300 日も頑張っていて、自分の出荷は自分でなされていないんですか。全部譲受人の名義でなされているわけですか。

事務局 全部の確認まではとっていないです。

4 番委員 例えば譲受人の名義で出荷なされているのであれば、この面積に応じて、これだけの 1,200 日も働いて農業者として相応の出荷があると認められますか。

事務局 これは出荷した収益という意味ですか。

4 番委員 出荷高でもいいです。別に収益はそのときによって違いますから、生産高といえますか大体これぐらい生産して大体これぐらい毎月出されていると。年間、両親、弟夫婦も含めて出されているながら、これだけの出荷高がありますと。普通の農業者として相応ですと言えるような生産高とか、そういうものは見込められますか。

事務局 出荷伝票はいただきましたが、どれだけ実際収穫があったかという詳しい計算というか、情報までは確認はしていません。

4 番委員 今回もらった伝票は葉野菜？

事務局 そうですね、葉野菜ですね。コマツナ、カラシナ、ホウレンソウがあります。サニーレタスもあります。手元にある資料ではこの品目です。

4 番委員 この 7,764 m<sup>2</sup>というのは、大体市内の畑に該当しますか。

事務局 はい。現在、経営地の 7,764 m<sup>2</sup>は、字座安、渡嘉敷、翁長で合計が 8 筆になっています。



- 4 番委員      あと一点。皆さん、同居なされているわけですか。世帯は皆さん、ご一緒ですか。それとも別々の世帯でなされているんですか。
- 事務局      世帯は別です。
- 4 番委員      お父さん、お母さんはどちらなんですか。
- 事務局      渡橋名です。譲受人が那覇市赤嶺になりますね。
- 4 番委員      弟さんは？
- 事務局      那覇市田原になっています。
- 4 番委員      普通、両親が 300 日もなされていて、世帯も別であれば、生計は別だと言っていますよね。同じ農業をやりながら出荷とか、そういうものが自分の名義ではないということ自体はちょっといびつな形で、本人が経営しているというのはちょっと難しいのではないのかと。あと、弟さんがいるにしても、これだけの 180 日と 200 日以上も那覇から市内に通って、ちょっと本当にやっているのかとしか思わないんだけど。実際、現実的にしっかり経営されているわけですよ、家族で遊休地もなく。
- 事務局      まあ、そうですね。
- 4 番委員      世帯主義のものが世帯別でも可能になったということなので、はっきり言って本人が経営の先頭ではないんだけど、しっかり農業をしていくのであればその方向付けでもいいのかと思います。ただ、世帯は別なのにこういうお手伝いをしてきているのがいつまでもやってもらえるのかどうかと。それをしっかり確認して、本人は 180 日しかできないんだけど、お父さん、お母さんが 300 日毎日、普通の農業者以上に働いているということになりますから、やはりいざれどうなるかわかりませんが、本人たちの家族、弟夫婦。高校生は別として、毎日ではできませんから、やはり弟夫婦と両親に対してはしっかり今後もやっていきますよねということを再確認してから許可すべきではないのかと。
- 8 番委員      ちょっと休憩をお願いします。





会長

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 07 分

再開 午後 4 時 09 分

会長

再開いたします。

休憩中にご意見が出たとおり、農業をしっかりとやっていくという意思確認がとれたら、許可相当にしましょうということですので、今回の譲受人である傍聴人から一言お願いします。

傍聴人

私も今、住所は那覇なんですけれども、豊見城の渡嘉敷の出身、本籍も渡嘉敷なんですけれども、わかる方もいらっしゃると思います。うちも一生懸命ずっと親は農家をしてきて、僕らも小さいときから手伝いをしてきました。住所は違うんですけれども、ずっと豊見城に愛着もありますし、今現在、畑もありますので、できる限り一生懸命やって、それは農業委員会の許可ですから、はずかしくないような仕事をやっていきたいと思っておりますので、ひとつ許可いただきたいと思えます。よろしくお願いします。

会長

では頑張ってください。

8 番委員

もう一つ、とても高校生の部分が気になっているんですけれども、そこは記載とかはないんですか。

事務局

休憩してください。

会長

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 07 分

再開 午後 4 時 09 分

会長

再開いたします。

整理番号 4 番、5 番について、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないと認められることから、許可することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)



会長 異議なしとのことですので、整理番号 4 番、5 番について、許可することに決定しました。

傍聴人は退室してください。ぜひ頑張ってくださいね。

(傍聴人が退室する。)

会長 次に、議案第 144 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 32 ページをお開きください。

議案第 144 号「農地転用事業計画変更承認申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明いたします。

まず、整理番号 1 番につきまして、36 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は、字与根南浜崎原 531 番 10、転用目的は一般住宅、今回の申請について、計画自体に変更はございませんが、権利の種類を「所有権の移転」から「使用貸借権の設定」へ変更するための申請となっております。

当該申請について、各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、41 ページをお開きください。当初計画の土地の所在は、字渡橋名浜原 270 番 2、271 番 1、273 番 1、転用目的は資材置場、変更計画の土地の所在は、字渡橋名浜原 270 番 1、271 番 2、273 番 3、変更計画は、当初許可地に今回申請する土地を含めた資材置場の計画に変更する内容となっております。

当該申請について、各判断基準には該当しないため、承認要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 144 号について、説明は以上です。

会長 事務局の説明が終わりました。議案第 144 号は 1 件ずつ審議します。まず整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めて、これより採決に移ってよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長 整理番号 1 番について、事業計画変更承認相当と認められることから、承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。



(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 1 番について、事業計画変更承認相当と認められることから、承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移ってよろしいでしょうか。

(4 番委員挙手)

会長 はい、4 番委員。

4 番委員 前回、申請のあった事業内容の変更があるわけではないですね。

事務局 要は、前回計画の拡大になるので、事業計画変更となります。

会長 よろしいですか。

4 番委員 はい。

会長 これより採決をいたします。

整理番号 2 番について、事業計画変更承認相当と認められることから、承認相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、整理番号 2 番について、事業計画変更承認相当と認められることから、承認相当として沖縄県知事へ進達することに決定いたします。

次に、議案第 145 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書の 43 ページをお開きください。

議案第 145 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、6 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、



申請案件についてご説明いたします。

まず、整理番号 1 番につきまして、48 ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根西中原 185 番 1、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、53 ページをお開きください。申請のあった土地は、字瀬長舟無小原 49 番 11、49 番 12、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、60 ページをお開きください。申請のあった土地は、字保栄茂保栄茂原 138 番 1、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、65 ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根西中原 180 番 4、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして、70 ページをお開きください。申請のあった土地は、字与根南浜崎原 566 番 2、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして、76 ページをお開きください。申請のあった土地は、字渡橋名浜原 270 番 1、271 番 2、273 番 3、当該申請地について、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

議案第 145 号について、説明は以上です。

会長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

議案第 145 号は、1 件ずつ審議します。まず、整理番号 1 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

(4 番委員挙手)

会長

4 番委員。

4 番委員

1 番、47 ページですね。利用計画の中で隣地との境界には素掘り側溝整備すると。溝が浅くなった場合は再度整備しますと載っていますが、これは自分の土地のほう为上に高くなると。下のほうはそのままだと思いますので、定期的に溝が埋まる可能性があると思います。それでぜひ確認書というんですか、そうなった場合には必ず溝の整備をしますというのを一筆入れていただきたいと思





いますが、いかがでしょうか。

事務局 譲受人のほうから確認書をということですか。

4番委員 そうです。使用する巴産業ですか。  
休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後4時11分  
再開 午後4時14分

会長 再開いたします。

8番委員 休憩でいいですか。

会長 休憩いたします。

休憩 午後4時14分  
再開 午後4時25分

会長 再開いたします。  
はい、8番委員。

8番委員 第2項第4号に関して疑義がありますので、保留にして再提出してもらったほうがよろしいと思いますが、いかがでしょうか。

会長 今、8番委員の言われた意見で、保留ということでよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

4番委員 休憩をお願いします。

会長 休憩いたします。

休憩 午後4時26分



再開 午後 4 時 30 分

会長

再開いたします。

採決します。整理番号 1 番については、農地法第 5 条第 2 項第 4 号に該当すると思われることから、保留といたします。

次に、整理番号 2 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

採決に移ってよろしいですか。整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、整理番号 3 番について審議します。整理番号 3 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。

質疑なしと認め、これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声あり)

会長

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

次に、整理番号 4 番について審議をします。整理番号 4 番について、委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手してお願いいたします。いいですか。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については、許可相当として沖縄県



知事へ進達することに決定します。

次に、整理番号5番について、委員の皆さんの質疑を許します。よろしいですか。

(はいの声あり)

会長

これより採決いたします。整理番号5番について、農地法第5条第2項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

異議なしとのことですので、整理番号5番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定します。

整理番号6番について、委員の質疑を許します。質疑のある方はよろしくお願いいいたします。よろしいでしょうか。

異議なしと認めて、採決に移ってよろしいでしょうか。

(4番委員挙手)

会長

はい、4番委員。

4番委員

確認だけでよろしいんですが、第2項第3号ですか、通帳の写し添付ということですが、最初の計画見直しの案件でも相当高額な金額でしたし、本来、8,000万円で高額な金額なんですが、ということのを別の通帳で確認されていますか。

事務局

同じ通帳です。

4番委員

トータルで合体する金額が載っているもの？

事務局

はい。

会長

よろしいですか。



4 番委員

はい。

会長

これより採決します。整理番号 6 番について、農地法農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

整理番号 6 番は、許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。次に、議案第 146 号について、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第 146 号について説明します。

議案書の 78 ページをお開きください。那覇税務署長より、滞納処分による公売に際し、農地等の現況に関する照会がございました。農地の現況の判断につきましては、農業委員及び事務局による現場調査のうえ回答する必要があるがございますので、委員会の意見を求めます。

それでは、照会に対する回答につきまして、80 ページをお開きください。当ページの 1 から 11 までの項目に対し回答する必要がありますが、農地の現況についての回答は、項目 1 となっております。

先ほど現場をご覧いただきましたが、91 番 1 のほうは、現在、駐車場として整備がされていることから、現況は「非農地」であると考えられます。

次に、91 番 8 のほうは、特に転用行為が行われている土地ではないため、「農地」と判断されると思われま。項目 2 から 11 につきましては、記載のとおりとなります。

議案第 146 号について、説明は以上です。

会長

事務局の説明が終わりました。

委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手して質疑をお願いいたします。よろしいでしょうか。

(4 番委員挙手)

会長

はい、4 番委員。

4 番委員

今言う回答する場合には、例えば 91 番 1 の回答一覧と 91 番 8 の一覧で 2 枚出てくるということ？ 2 枚になりますか。





事務局 2枚で回答することになります。

4番委員 それでよろしいです。

会長 ほかにございませんでしょうか。

(8番委員挙手)

会長 8番委員。

8番委員 これは確認なんですけれども、当然、駐車場全部ではないんですよ。

事務局 そうですね、分筆されているので、駐車場の一部になります。黄色い線で囲っている部分です。

8番委員 一部ですよ。ありがとうございます。

会長 ほかにないですね。

これより採決します。議案第146号については、土地の現況は、91番1は非農地、91番8は農地として、その他の事項については議案書に記載のとおりで那覇税務署長に回答することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長 異議なしとのことですので、議案第146号については、土地の現況は、91番1は非農地、91番8は農地として、その他の事項については議案書に記載のとおり那覇税務署長に回答することに決定いたしました。

次に、その他事項として、「平成30年度農林関係税制改正要望調査」について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 それでは、その他事項「平成30年度農林関係税制改正要望調査」について説明いたします。

議案書の81ページをお開きください。平成30年度農林関係の税制改正要綱調査につきまして、平成29年5月17日付、沖農議第199号で沖縄県農業会議会長より調査依頼がございますので、委員会の意見を求めるものでございます。



議案書の 83 ページから 85 ページに掲載されている税制につきまして、ご意見を  
をお願いしたいと思います。

ちょっと休憩していいですか。

会長

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 39 分

再開 午後 4 時 49 分

会長

再開いたします。

事務局の説明が終わりました。委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手し  
てお願いいたします。

4 番委員

掲載されている以外にも？ じゃあ消費税も野菜とか、農畜産物に関しては値  
上げをストップしています。延長ということになってストップしているだけ  
けれども、これもそのまま農畜産物、野菜、そういう感じで食べるものに関して、  
継続して上げないようにということだと思いたしますが。

事務局

ちょっと休憩してください。

会長

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 50 分

再開 午後 4 時 55 分

会長

再開いたします。

これより採決します。平成 30 年度農林関係税制改正要望調査について、消費  
税の 10%が施行されても農業所得の消費税は 8%据え置きとしてほしいという  
要望を沖縄県農業会議所へ報告することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

会長

4 番委員、何か質問ですか。

4 番委員

異議はないですが、一点確認をお願いします。休憩でいいです。



会長

休憩いたします。

休憩 午後 4 時 56 分

再開 午後 4 時 59 分

会長

再開いたします。

先ほどの農業会議所への報告ということでご異議ございませんね。

(はいの声あり)

会長

報告といたします。

今日は傍聴の方もいらしてちょっと緊張しましたが、いろんな意見も出せていただきましてありがとうございました。

以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の皆様には提案された議事日程に対して、真摯で丁寧なご意見とご審議をいただきまして、まことにありがとうございます。


これで本日の農業委員会総会を終わります。大変お疲れさまでした。

平成 29 年 5 月 29 日 (月)

午後 5 時 01 分終了



議事録署名委員

会長 瀬長 澄子 

9 番委員

大城 常雄 

11 番委員

宮里 由美子 

